

2022 年度 第 45 回 北海道サッカーリーグ開催要項

※新型コロナウイルス感染症の影響による特例規定を含む。

- 1 主 旨 北海道の社会人サッカーのレベルアップをはかり、併せて全国で活躍できるチームの育成を目的とする
- 2 名 称 2022 年度 第 45 回 北海道サッカーリーグ
- 3 主 催 公益財団法人北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 室蘭地区サッカー協会 室蘭社会人サッカー連盟
苫小牧地区サッカー協会 苫小牧地区社会人サッカー連盟
一般社団法人札幌地区サッカー協会 札幌社会人サッカー連盟
空知地区サッカー協会
一般社団法人十勝地区サッカー協会 十勝社会人サッカー連盟
- 5 協 賛 株式会社モルテン
- 6 開 催 期 日 2022 年 5 月 15 日(日)～9 月 25 日(日)
- 7 会 場 開催各地の競技場（別途 決定の上発表する。）

8 参加資格

（公財）日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に登録を完了した第一種チーム（準加盟を含む。ただし、J1、J2、J3 及び JFL 所属、大学連盟、専門学校連盟、高等専門学校連盟に加盟登録したチームを除く。）であって、次の条件を満たすチームに限る。

- (1) 参加選手は、他の事業体チーム或いは他のクラブチームと二重に登録されていないこと。
- (2) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、（公財）日本サッカー協会にクラブ申請が認可されたチームの選手は除く。
- (3) 外国籍選手の登録は 1 チームにつき 3 名以内とする。但し、「JFA のプロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の条件に該当する場合は、この 3 名を超えて登録できるものとするが、何れの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は、5 名を超えてはならない。（準加盟チームは除く）※同一試合には、3 名が同時に試合に出場することができる。
- (4) 本リーグ登録のチーム役員は、本リーグ出場の異なるチームにおける役員登録はできない。
- (5) 全国地域サッカーチャンピオンズリーグへの出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。

9 参加チーム数およびリーグ編成

次のとおり 8 チーム編成とする。

- (1) 2021 年度北海道サッカーリーグ成績上位 6 チーム。
- (2) 2021 年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会 A・B 各ブロック優勝チーム。

10 競技規則

当該年度（公財）日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。

なお、特に本大会用として本大会競技会規定を次条に定める。

11 競技会規定（競技方法）

- (1) ① プレーの時間：90 分（前・後半 45 分）
② ハーフタイムのインターバル：15 分以内
③ 交代できる数 5 名

- ④ 交代要員の数 7名
 - ⑤ テクニカルエリア：設置する
戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1名の役員が伝えることができる
 - ⑥ ベンチに入ることができる人数：13名（交代要員7名、役員6名）
 - ⑦ 第4の審判員：任命する。
 - ⑧ アディショナルタイムの表示：実施する。
 - ⑨ 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許される役員の数：2名
 - ⑩ 大会使用球：モルテン社製 ヴァンタッジオ 4900
- (2) 各チームの登録選手は、(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参すること。写真貼付けないものは無効とする。(選手証とは、KICKOFFから出力した、選手証・登録一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。)
- (3) 試合成立の必要人数は、試合開始予定時間において1チーム7名以上とする。

12 参加料 金 500,000円（消費税含む）

13 参加申込み

- (1) 上記第8条及び第9条の条件を満たすチームで、かつ2022年4月7日（木）までに別途指定の方法で前条に定められた参加料と共に所定の申し込み書類により北海道社会人サッカー連盟まで参加の申し込みをすることにより第45回北海道サッカーリーグの参加資格を得る。
- (2) (公財)日本サッカー協会への登録期限は別途定める。
- (3) 1項の申し込みにあたり、参加チームは正式名称の他に10文字以内の略称を定め届け出る事を要する。但し、正式名称が10文字以内のチームにあっては上記の届けをする事を要しない。
- (4) 北海道社会人サッカー連盟、北海道サッカーリーグ等が発行する印刷物、マスコミ等への発表に際しては原則として略称によるものとする。

14 組合せ及び日程

- (1) ホームアンドアウェイによる2回戦総当たり方式で行う。
- (2) リーグ日程は、主管地区協会と協議のうえ、原則として、開催日3週間前までに決定する。
- (3) 1節あたりの試合開始時間、順序は北海道サッカーリーグ運営委員会において決定する。
- (4) 試合が両チームの責任に因らない事情により成立しなかった場合は ①再試合 ②中断時点からの再開 ③その時点で打ち切り の内から北海道サッカーリーグ運営委員長、北海道サッカーリーグ運営副委員長、開催地区の責任者及び当該試合のマッチコミッショナーの協議により決定する。ただし、事前あるいは事後に北海道社会人サッカー連盟常任理事会の承認を受けるものとする。再試合または中断時点からの再開の場合、試合会場・日時等はリーグ運営委員長、各会場責任者、両チームの運営委員の協議により決定することとするが、協議が調わない場合はリーグ運営委員長及び各会場責任者の協議により決定することとする。

15 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) 審判配置は(公財)北海道サッカー協会審判委員会により決定する。
- (3) 審判資格は、2級以上とする。
ただし、副審及び第4の審判は地区協会において特に推薦している3級審判員が担当することを認める。
- (4) 各審判員への報酬は別に定める。

16 選手エントリー

- (1) 選手エントリーは13(1)の期日までとし、リーグ戦終了まで有効とする。
- (2) 選手の登録・削除又は追加登録の手続きは、チームが属する地区協会に行い、(公財)北海道サッカー協会に登録が完了していなければ出場できない。さらに、前記手続き完了後、北海道社会人サッカー連盟へ「選手追加登録届」に所定事項を記載して提出し、出場しようとする試合の5日前までに手続きが完了しなければ出場できない。

- (3) ユニフォームは、正・副 2 着以上を登録し、常に携行していなければならない。また、背番号は正・副同一番号とし、整数の 1 から 99 を使用し、0 は認めない。
- (4) 同一選手が同一チームで同一シーズン中に 2 つ以上の背番号で登録することはできない。
- (5) 同一チーム内において同一シーズン中に 1 つの背番号で 2 人以上の選手が登録することはできない。

17 ユニフォーム

- (1) ユニフォームに関しては、当該年度の（公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程に従うこと。
- (2) 本競技会に登録した正・副 2 組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- (3) 正・副の 2 色については明確に異なる色とする。
- (4) 主審は両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- (5) 主審は、両チームの各 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

18 代表者会議

別途連絡する運営委員会の会場において行う。

19 開会式

別途連絡する運営委員会の会場において行う。

20 閉会式

別途決定の上関係者に連絡する。

21 順位の決定

順位の決定方法は以下による。

- (1) 勝点（勝ち；3 点、引分け；1 点、負け；0 点）
- (2) 全試合の得失点差（総得点－総失点）
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 該当チームの対戦成績
 1. 勝点
 2. 得失点差
 3. 総得点数
- (5) 試合を棄権した場合、順位の決定上、対戦相手チームに勝点 3 及び得点 5 を与える。
- (6) 以上により順位を確定することができない場合には、北海道社会人サッカー連盟において決定方法を定める。

22 表 彰

次のとおり団体及び個人表彰を行う。

(1) 団体表彰

優 勝	賞 状：(公財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 優勝杯：(公財)北海道サッカー協会 優勝旗：北海道社会人サッカー連盟 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟
準優勝	賞 状：(公財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟
第 3 位	賞 状：(公財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟
フェアプレーチーム賞	賞 状：(公財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟

(2) 個人表彰

最 優 秀 選 手 賞(MVP)	賞状及びトロフィー：北海道社会人サッカー連盟
得 点 王	〃 〃

ベストイレブン賞	〃	〃
最優秀新人賞（新人王）	〃	〃
優秀新人賞	〃	〃
監督賞	〃	〃
優秀運営委員賞	〃	〃
優秀スタッフ賞	〃	〃
特別賞	トロフィー：北海道社会人サッカー連盟	

23 入 替

- (1) 2022年度北海道サッカーリーグの成績1位から6位のチームは、北海道社会人サッカー連盟の承認を受けることにより2023年度北海道サッカーリーグに編入される。
- (2) 2022年度北海道サッカーリーグ成績7位8位チームは、2023年度当該チームの所属する北海道サッカーリーグブロックリーグに降格する。
- (3) 2022年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会の上位2チームは、北海道社会人サッカー連盟の承認を受けることにより2023年度の北海道サッカーリーグに編入される。
- (4) チームの昇格、脱退等の事情によりチーム数が北海道社会人サッカー連盟の定める定数に満たない事情が発生した場合は、2022年度の北海道サッカーリーグの成績及びブロックリーグ決勝大会の成績により、北海道社会人サッカー連盟常任理事会において参加チームを決定する。

24 競技記録及び記録員

- (1) 本リーグの競技記録は、ホームチームが(公財)北海道サッカー協会または北海道社会人サッカー連盟が認定した公式記録員を配して行うこと。
- (2) 競技記録は、公式記録員1名及び補助員1名以上で行うこと。
- (3) 記録員は試合開始60分前までに本部席に集合し、記録に必要な諸準備を行うこと。
- (4) 記録員は、試合終了後ただちに記録内容を確認し、記録用紙に両チーム監督、主審及びマッチコミッショナーの順番に署名をもらうこと。
- (5) 完成した記録用紙は会場運営責任者へ提出すること。なお、その後の異議、訂正は原則認めない。

25 会場運営

- (1) 会場準備、後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備、後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区のサッカー協会役員及び社会人サッカー連盟役員と打ち合わせを行うこと。
- (3) 会場の準備は試合開始予定時間の90分前から行い、試合開始予定時間の30分前までに終了すること。また、後片付けは試合終了後速やかに行い、30分以内を目途に終了すること。
- (4) 会場準備、後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
 - ① 本部テント、審判員テントの設営、机及び椅子の配置
 - ② ピッチの作成、ゴールの設置、コーナーフラッグの設置、第4の審判員席の配置
 - ③ 審判員用の飲料水及びタオル等の準備
 - ④ 使用資器材の撤収、試合会場内・外のゴミ等の回収
- (5) 応急手当の為の医薬品等は各チームが自己責任で準備することとする。
新型コロナウイルスの感染予防に関しては、参加チームは細心の注意をもって行うこと。

26 懲 罰

本大会は、(公財)日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき、本大会に係る懲罰問題を処理するため大会規律委員会を設置する。本大会規律委員会は北海道社会人サッカー連盟リスペクト・フェアプレー委員会とする。

- (1) 警告、退場の処置
 - ① 警告又は退場者が発生した場合の処置については、北海道サッカーリーグ運営要項細則により処置する。

- ② その後の処置については、大会規律委員会で裁定する。
- (2) 棄権チームの処置
 - ① 棄権した場合、その後の処置については大会規律委員会で裁定する。
 - ② 棄権の理由が新型コロナウイルス感染拡大の影響によると判断される場合については、懲罰の対象とならない。
- (3) 本要項に対する違反行為があった場合、その後の処置については、大会規律委員会で裁定する。
- (4) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、大会規律委員会で裁定する。
- (5) シーズンを通して、本リーグの秩序を乱すような悪質な言動があった場合、その後の処置は、大会規律委員会で裁定する。

27 全国地域サッカーチャンピオンズリーグへの出場

- (1) 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ 2022 への出場チームは、本リーグ 1 位チームとする。
- (2) (一財) 全国社会人サッカー連盟の決定により出場権を得たチームの出場を認める。
- (3) 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ 2022 に出場する選手は、(一財) 全国社会人サッカー連盟が指定する期日に、当該チームに在籍していなければならない。
- (4) 特別な事情がある場合は棄権を認める。

28 マッチコミッショナー

- (1) 各試合に JFA 認定マッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは、試合開始 60 分前にマッチコーディネーションミーティングを開催する。マッチコーディネーションミーティングには、マッチコミッショナー、会場運営責任者、審判員、各チーム監督及びホームチームの運営委員が出席すること。

29 チーム名の変更及びチーム登録地の変更に関して

- (1) チーム名称の変更について
 - ① シーズン途中の名称の変更は原則として認めない。
 - ② 2023 年度北海道サッカーリーグ参加予定チームで、前年度の登録チーム名の変更を希望するチームは、名称変更に関する申請を書面にて北海道社会人サッカー連盟宛に行い常任理事会の承認を受けること。
 - ③ 名称変更の申請期限は 2023 年 1 月 20 日（金）までとする。ただし、(公財) 北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟において、特に認められた場合は上記の限りではない。
- (2) チーム登録地の変更について
 - ① シーズン途中の登録地の変更は原則として認めない。
 - ② 2023 年度北海道サッカーリーグ参加予定チームで登録地の変更を希望するチームは、現所属地区協会及び移転先地区協会並びに関係連盟等の承諾を受けた上でチーム登録地の変更に関する申請を書面にて北海道社会人サッカー連盟宛に行い常任理事会の承認を受けること。なお、申請にあたっては、両地区協会の移転承諾書を添付すること。
 - ③ 登録地変更の申請期限は 2023 年 1 月 20 日（金）までとする。ただし、(公財) 北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟において、特に認められた場合は上記の限りではない。

30 新型コロナウイルス感染症の影響が生じた場合の対応

- (1) リーグ開催は「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」に基づくこととし、北海道内に緊急事態宣言が発出されていないこと、施設(グラウンド)に使用制限がないこと、(公財) 北海道サッカー協会から「延期」「中止」の通達が出ていないことを条件とする。
- (2) (1)により中止となる試合が発生した場合、その試合に対しての延期は行わず中止とする。

- (3) 第1節～第7節の期間に(1)による中止試合が発生し、2回戦総当たり方式での開催ができない場合、大会方式を1回戦総当たり方式に変更する。その場合、北海道社会人サッカー連盟で日程及び対戦を再度協議して決定する。
- (4) (3)の1回戦総当たり方式が完了した場合、その結果により1位～8位チームを決定する。順位の決定方法は21(1)～(5)による。この場合、1位チームを全国地域サッカーチャンピオンズリーグへの出場チームとし、7位8位チームは、2023年度当該チームの所属する北海道サッカーリーグブロックリーグに降格する。
- (5) (3)の1回戦総当たり方式開催中に(1)による中止試合が発生した場合、順位の決定は次による。
- ① 各チームの試合数が「5試合以上」終了している場合は、その時点の成績により1位～8位チームを決定する。順位の決定方法は21(1)～(5)による。
チームにより終了試合数に差異がある場合は、終了した試合数をもとに勝点率（勝点/試合数）を計算して順位を決定する（勝点率の多い順に順位を決定する）。
ただし、勝点率が同一の場合には以下の順序により順位を決定する。
(ア)全試合の得失点差率（得失点差/試合数）の多いチームを上位とする。
(イ)全試合の総得点率（総得点/試合数）の多いチームを上位とする。
(ウ)当事者チーム同士での全対戦成績の良いチームを上位とする（1.得失点差 2.総得点の順で判定）。
(エ)（ア）～（ウ）で順位が決定できない場合には、北海道社会人サッカー連盟において決定方法を定める。
この場合、1位チームを全国地域サッカーチャンピオンズリーグへの出場チームとし、7位8位チームは、2023年度当該チームの所属する北海道サッカーリーグブロックリーグに降格する。
- ② 各チームの試合数が「4試合以下」の開催となった場合、リーグは不成立として順位の決定は行わず、全国地域サッカーチャンピオンズリーグ出場チームを北海道社会人サッカー連盟で決定する。この場合、北海道サッカーリーグブロックリーグへの降格は無しとする。
- ③ その他の不都合が生じた場合の措置については、北海道社会人サッカー連盟で決定する。
- (6) 第1節～第7節の1回戦総当たり終了後に(1)による中止試合が発生した場合、終了した試合の成績により1位～8位チームを決定する。順位の決定方法は21(1)～(5)による。
チームにより終了試合数に差異がある場合は、終了した試合数をもとに勝点率（勝点/試合数）を計算して順位を決定する（勝点率の多い順に順位を決定する）。
ただし、勝点率が同一の場合には以下の順序により順位を決定する。
(ア)全試合の得失点差率（得失点差/試合数）の多いチームを上位とする。
(イ)全試合の総得点率（総得点/試合数）の多いチームを上位とする。
(ウ)当事者チーム同士での全対戦成績の良いチームを上位とする（1.得失点差 2.総得点の順で判定）。
(エ)（ア）～（ウ）で順位が決定できない場合には、北海道社会人サッカー連盟において決定方法を定める。
この場合、1位チームを全国地域サッカーチャンピオンズリーグへの出場チームとし、7位8位チームは、2023年度当該チームの所属する北海道サッカーリーグブロックリーグに降格する。
- (7) (1)による中止試合の発生によりリーグが不成立となった場合、北海道社会人サッカー連盟でトーナメント方式等での開催を協議し決定する。この場合、北海道サッカーリーグブロックリーグへの降格は無しとする。
- (8) 参加チームのリーグ登録選手・スタッフに「陽性反応者」が発生した場合、速やかに北海道サッカーリーグ運営委員長まで連絡を行うこと（第45回北海道サッカーリーグ運営委員長八島隆志 090-6212-8145）。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響下において、北海道サッカーリーグ運営委員会が開催を決定した試合に対して試合エントリー予定数^(注1)（1チーム選手7名以上、ベンチ入りスタッフ1名以上）を満たせなかったチームが発生した場合、「みなし開催」とする。

(注1) 試合エントリー予定数：競技会エントリー選手・スタッフの中から、以下条件に適合する選手を除いて確保できる選手・スタッフ人数。2022年度北海道サッカーリーグの場合は「選手7名以上、ベンチ入りスタッフ1名以上」とする。

【除外する選手・スタッフ】

- ① PCR検査で陽性反応があった場合
 - ② 保健所等において濃厚接触者と指定された場合
 - ③ 自主的に参加を見合わせる対象者の場合
 - 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ④ 試合日の直前に、選手・スタッフにPCR検査での陽性反応者が発生したが、保健所等での濃厚接触者判定が間に合わず、かつ発症日（無症状の場合は陽性検体採取日）の2日前以降に陽性反応者とチーム活動等を通じて接触したと思われる選手・スタッフがいる場合で、試合60分前までにPCR検査または抗原検査で「陰性」の結果を提出できない場合（「陰性」の証明書が提出できる場合は、試合エントリー予定数に加えられる）
- (10) 「みなし開催」の場合、試合エントリー予定数を満たせなかったチームの敗戦とみなし、対戦チームに勝ち点3、得点5を与える。両チームともに試合エントリー予定数を満たせなかった場合は引き分けとみなし、両チームに勝ち点1を与える。
 - (11) 新型コロナウイルス感染症の影響により試合を棄権する場合は、事前に北海道社会人サッカー連盟事務局（hff@viola.ocn.ne.jp）まで書面での申し出を行うこと。
 - (12) 新型コロナウイルス感染症の影響による試合の棄権、または、試合エントリー予定数を満たせなかった場合、**26 懲罰**の対象とはならない。
 - (13) 新型コロナウイルス感染症の影響が生じた場合、**18 代表者会議**、**19 開会式**、**20 閉会式**を開催しない場合がある。また、**22 表彰**の内容を変更する場合がある。
 - (14) 試合60分前のマッチコーディネーションミーティングについて、新型コロナウイルスの感染予防のため、簡易な方法、代替措置等をとる場合がある。その場合、着用するユニフォームの色彩を北海道サッカーリーグ運営委員会で事前に決定する場合がある。
 - (15) 2022年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会が予定通り実行された場合、その成績上位2チームは、北海道社会人サッカー連盟の承認を受けることにより2023年度の北海道サッカーリーグに編入される。2022年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会が実行されなかった場合の入替については、北海道社会人サッカー連盟で決定する。

31 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。ただし、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、チーム役員が監督代理を行うことができる。この場合、事前に北海道社会人サッカー連盟に届け出て許可を受けなければならない。緊急の事態により事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に速やかに事情を説明し指示に従うこと。なお、事態の経緯等を書面にて北海道社会人サッカー連盟宛提出すること。
- (2) チーム監督が長期不在となる場合は、北海道社会人サッカー連盟に申し出をして指示を受けること。
- (3) チーム監督あるいは監督代理が選手を兼ねる場合、事前に登録された役員1名以上をベンチ入りさせること。
- (4) 監督代理ができる者の選任は、事前に登録された役員10名の中から行うこと。
- (5) 上記の(3)から(6)に違反した場合の処分については北海道社会人サッカー連盟において決定する。
- (6) 納入された参加料は原則として返却しない。新型コロナウイルス感染症の影響により、試合の中止、中断、リーグの打切りがあった場合は、相応の金額を返却する場合がある。
- (7) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は当該試合における運営責任者等（北海道サッカーリーグ運営委員長、副委員長、会場責任者、当該試合のマッチコミッショナー等）において協議の上対処する。中断・中止・延期することがあるので留意すること。

- (8) 大会参加にあたっては、各チームは大会参加前にスポーツ傷害保険等の加入手続きを済ませること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響により、本要項上不都合な事態が生じた場合の対応については、北海道社会人サッカー連盟の決定に従うこと。
- (10) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、試合前・試合中・試合後における特別な措置が行われる場合は、その措置に従うこと。
- (11) 本競技会は、大会期間を通じて感染対策担当者を設置する。選手・チーム役員・審判員・大会運営等関係者など会場にいる全ての者は、感染対策担当者の判断・指示に従わなければならない。また、試合前に、各チームの感染対策担当者とのミーティングを実施する。
- (12) 大会参加チームは、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインやチェックリストに沿って行動し、感染拡大の予防に努めること。なお、大会の途中で関係者から感染者が出た場合は、本大会実施委員会において協議の上、対処する。

32 附 則

- (1) 本リーグの運営を円滑にするために次の会議を置く。
北海道サッカーリーグ運営委員会
- (2) 北海道サッカーリーグ運営委員会規定は別に定める。

以上